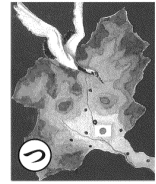




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年4月9日(火) 第10189号

目次

| | ページ |
|-------------------------------|-----|
| 公 告 | |
| ○農業振興地域の区域変更(農業構造政策課) | 2 |
| ○同 | 2 |
| 教育委員会公告 | |
| ○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示(高校教育課) | 3 |
| ○同 | 4 |

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、伊勢崎農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年4月9日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の伊勢崎農業振興地域は、伊勢崎市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（令和5年群馬県告示第227号）後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域
- 2 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項及び第6条第1項の規定による一級河川利根川の河川区域
- 3 平成16年12月31日現在の伊勢崎市の区域のうち、都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示（平成11年群馬県告示第491号）後の都市計画法に基づく市街化区域及び上記2に囲まれた区域
- 4 都市計画用途地域の変更の告示（令和6年伊勢崎市告示第89号）後の都市計画法に基づく用途地域

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、沼田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和6年4月9日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の沼田農業振興地域は、沼田市の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

- 1 国有林野のうち佐山町字広内乙4番地の1並びに下川田町字子持山163林班ニ小班、164林班イ1小班、イ2小班及びち小班的土地を除く区域
- 2 平成17年2月12日現在の沼田市の区域のうち、県有林の全域
- 3 昭和52年沼田市告示第42号による都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域
- 4 屋形原町字笠ヶ峰2999の1、2999の2及び2999の4から2999の6まで
- 5 白沢町の区域のうち、国有林野の全域
- 6 利根町の区域の国有林野のうち沼田事業区111林班カ小班及び130林班ホ小班並びに139林班い小班の一部の区域を除く区域
- 7 利根町平川字内山水行寺2645の1、字菜板倉甲2675の1、利根町日向南郷字ミネゾリ65から68まで、70、利根町穴原字高芝乙721、字井戸沢乙772、丙772、773、字上ノ棚1014、字桂久保1048、字下ノ原1050の1、字大庭平1126から1128まで、1143、1145の1、1145の2、1147、1148、字穴原743、字桑原764の2、764の3、字柏平763の2、丙763、利根町根利字高泉714の1から714の6まで、字シメ板654、字十二ノ峰657の1、657の2、658の1、658の2、659、660、利根町日影南郷字広富464から481まで、乙482、字フニウチバ460、字登戸281から285まで、甲290、乙290、利根町青木のうち字アト沢676、字ムジナ沢679、681、683から685まで、689、691、692、698、字半ノ木立694から698まで、701から704まで、706、字シメ板639の1から639の3まで、甲644の2、甲644の3及び647甲から652までの区域

- 8 平成19年沼田市告示第145号による都市計画法に基づく用途地域
- 9 令和6年沼田市告示第99号による都市計画法に基づく用途地域

■ 教育委員会公告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年4月9日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県公立高等学校・中等教育学校Web出願システム構築・調達業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和5・6年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年4月22日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年5月2日（木）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局高校教育課へその旨を連絡すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局高校教育課教科指導係 電話027-226-4645（ダイヤルイン） 電子メール kikoukou@pref.gunma.lg.jp

- (2) 公募型プロポーザル実施要領の交付 令和6年4月9日（火）から同年5月9日（木）までの間、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出期限等
 - ア 提出期限 令和6年5月9日（木）午後5時必着
 - イ 提出場所 上記(1)のとおり。
 - ウ 提出方法 上記(1)の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: To provide the Web Application System for Admissions to prefectural high schools in Gunma Prefecture.
- (2) Period of contract: From the date of the contract through March 31, 2029
- (3) Deadline to submit application documents by e-mail: May 9, 2024, 5:00 p.m.
- (4) Contact information: High School Education Division, Board of education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL: +81-27-226-4645 (Japanese language only), E-mail address: kikoukou@pref.gunma.lg.jp

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年4月9日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県立公立高等学校等向け電子採点システム提供業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和11年3月31日（土）まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和5・6年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年4月22日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年5月2日

(木) 午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局高校教育課へその旨を連絡すること。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局高校教育課 教科指導係 電話027-226-4645(ダイヤルイン) 電子メール kikoukou@pref.gunma.lg.jp
- (2) 公募型プロポーザル実施要領の交付 令和6年4月9日(火)から同年5月9日(木)までの間、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出期限等
 - ア 提出期限 令和6年5月9日(木)午後5時必着
 - イ 提出場所 上記(1)のとおり。
 - ウ 提出方法 上記(1)の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: To provide electronic scoring system to prefectural high schools in Gunma Prefecture.
- (2) Period of contract: From the date of the contract through March 31, 2029
- (3) Deadline to submit application documents by e-mail: May 9, 2024, 5:00 p.m.
- (4) Contact information: High School Education Division, Board of education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL: +81-27-226-4645 (Japanese language only), E-mail address: kikoukou@pref.gunma.lg.jp

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
